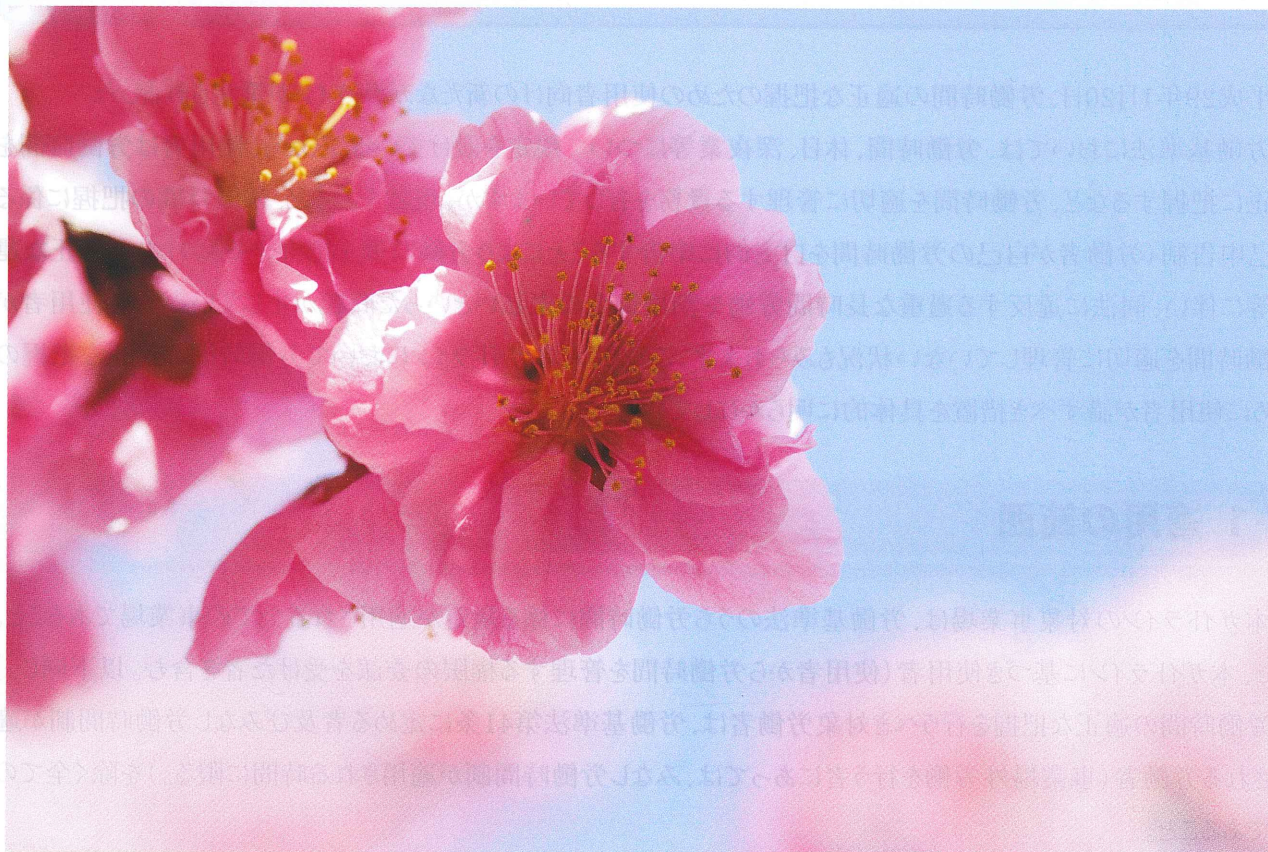


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MARCH 2017
 VOL.584

3



●2017 3月号 CONTENTS●

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン…2
 年末一斉建設工事現場の監督指導結果……………5
 パートタイム労働者を雇用する事業主の方へ……………6
 妊娠、出産、育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いは禁止されています…7
 茨城労働局雇用環境・均等室からのお知らせ……………8
 労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください…9
 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」のご案内…………10
 「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」開催のご案内…11

「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内…11
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ…………12
 平成29年度 産業保健セミナー カウンセリング講座のご案内…13
 土浦地域産業保健センターが移転します……………13
 厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に職場情報を登録しませんか…14
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 平成29年 死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に 関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインが策定されました。

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有していますが、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられます。このため、本ガイドラインにおいて労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしています。

1 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

2 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

建設工事現場128箇所のうち60箇所で違反

— 年末一斉建設工事現場の監督指導結果 — 茨城労働局労働基準部監督課

茨城労働局では、建設工事における年末年始の労働災害を防止するため、平成28年12月1日から12月14日までの期間、県下一斉に建設工事の監督指導を実施しました。

県内全労働基準監督署(8署)の労働基準監督官が128箇所の建設工事現場に臨検し、安全管理状況の確認指導を行ったものです。

その結果の概要は以下のとおりです。

〔県内の監督指導実施結果〕

監督指導を実施した128箇所の建設工事現場(土木工事21、建築工事104、その他の工事3)のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた現場は60箇所(現場違反率46.9%)でした。

元請事業者、下請事業者を合計し140事業者で違反が認められ、延べ136件の違反について文書で是正を勧告しました。違反内容は、足場や作業床等からの墜落災害防止に係るものが41件(30.1%)、ドラグショベルなどの建設機械災害の防止に係るものが17件(12.5%)、感電災害防止に係るもの4件(2.9%)などで、墜落災害防止に係る法違反が多い結果となりました。

また、11の建設現場(全建設現場の8.6%)に対しては、安全な手すりが設けられていない等、墜落による労働災害発生のおそれが高い足場や作業床等への立入禁止等の行政処分を行いました。

〔主な違反事項〕

(1) 墜落災害の防止

法 条 文	違反内容
安衛法第21条(安衛則第519条第1項) 安衛法第20条(安衛則第563条)	高さ2m以上の足場や作業床の端、開口部に墜落防止の有効な手すり(※1)や覆い、囲い等を設けていないもの
安衛法第20条(安衛則第552条)	架設通路に墜落防止に有効な手すり(※1)を設けていないもの
安衛法第21条(安衛則第526条)	高さ1.5mを超える作業場所に、安全に昇降できる設備を設けていないもの
安衛法第21条(安衛則第518条第2項) (安衛則第519条第2項)	作業床の設置や作業床の端、開口部に手すり等を設けることが著しく困難な高さ2m以上の高所作業で、安全帯を使用させていないもの

※1 足元からの墜落を防止するため、わく組足場では「交さ筋かい」に加え「下さん」或いは「幅木」等の設置、わく組足場以外の足場や架設通路では「高さ85cm以上の手すり」に加え「中さん」等の設置が義務付けられています。

また、物の落下防止としてメッシュシートや幅木の設置が義務付けられています。

(2) 建設機械災害の防止

法 条 文	違反内容
安衛法第45条(安衛則第169条の2)	車両系建設機械の特定自主検査を実施していないもの
安衛法第20条(安衛則第158条)	車両系建設機械による作業で、誘導者の配置なく、接触により危害のおそれのあるバケット等可動範囲に労働者を立ち入らせていたもの
安衛法第20条(安衛則第164条)	車両系建設機械を荷の吊り上げに使用していたもの

(3) その他

法 条 文	違反内容
安衛法第14条(安衛則第18条)	作業主任者の氏名及び行わせる事項を関係労働者に周知していないもの
安衛法第23条(安衛則第329条)	作業中や通行の際に電気機械器具の充電部分に接触又は接近することにより感電するおそれがある部分に囲い又は絶縁覆いを設けていないもの
安衛法第20条(安衛則第527条)	すべり止め装置の取り付け等移動はしごの転位を防止するために必要な措置を講じていないもの
安衛法第23条(安衛則第540条)	安全通路を設けて常時有効に保持していないもの
安衛法第22条(安衛則第635条)	特定元方事業者及び関係請負人が参加する協議組織を設置し定期的に開催する措置を講じていないもの

〔県内の建設業における死亡災害発生状況〕

昨年平成28年の建設業での労働災害による死亡者数は11人と一昨年と比べ1人減少し、全業種の死亡者数(24人)の45.8%を占めています。そのうち、墜落災害で5人が亡くなっています。4人は足場や屋根など作業床から墜落、1人はスレート踏み抜きによる墜落でした。

建設業における重篤災害を防止するためには、墜落防止措置の徹底や建設機械等に係る災害防止措置の徹底が重要です。労働基準監督署では引き続き監督指導等を実施していきますが、建設業の皆様におかれましては、これら監督指導結果等を踏まえ、自主的パトロール、現場責任者の不安全作業や場所の確認による災害発生の未然防止活動により労働災害の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

パートタイム労働者を雇用する事業主の方へ パートタイム労働法に沿った雇用管理はできていますか？

短時間労働者を雇い入れた際には、パートタイム労働法に基づき以下Ⅱの措置を講ずる必要があります。「雇い入れた」とは、初めて雇い入れたときのみならず、労働契約の更新時も含みます。

自社の各措置の実施状況をご確認いただきますようお願いいたします。

I. パートタイム労働法の対象となる労働者とは…？

- ・「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。
- ・「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、パートタイム労働法の対象となります。

Ⅱ. パートタイム労働者の雇入れ時に必要な措置

1. 労働条件に関する文書の交付等（パートタイム労働法第6条第1項）

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④相談窓口を文書の交付などにより明示しなければなりません。

- 「昇給」とは、一つの契約期間の中での賃金の増額をいいます。そのため、契約更新時に時給をアップするような場合には、「昇給なし」と明示することになります。
ただし、契約更新時に時給がアップする可能性があることについて説明を加えておくことは望ましいものです。
- 「相談窓口」とは、パートタイム労働法第16条により、「パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、雇用するパートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制」として、事業主に整備が義務付けられているものです。

2. 雇入れ時の説明義務（パートタイム労働法第14条第1項）

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善措置の内容を説明しなければなりません。

雇入れ時の説明内容の例は「賃金制度はどうなっているか」「どのような教育訓練があるか」「どの福利厚生施設が利用できるか」「どのような正社員転換推進措置*があるか」などです。

- 説明の方法としては、パートタイム労働者を雇い入れたときに、個々の労働者ごとに説明を行うほか、雇入れ時の説明会等に、複数のパートタイム労働者に同時に説明を行うことも差し支えありません。
- 説明は、口頭により行うことが原則ですが、説明すべき事項がもれなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付すること等によることも可能です。

*事業主は、パートタイム労働法第13条により、パートタイム労働者から正社員に転換するチャンスとして、以下の①～④のいずれかの措置を講ずることが義務付けられています。

- ①正社員を募集する場合、その募集内容を社内のパートタイム労働者にも周知し同様の機会を与える制度
- ②正社員のポストを社内公募する場合、その募集内容を社内のパートタイム労働者にも周知し同様の機会を与える制度
- ③パートタイム労働者が正社員に転換するための転換試験制度
- ④その他正社員への転換を推進するための措置を講じる制度

☆パートタイム労働法には、その他にも様々な規定があります。

詳しくは、「パート労働ポータルサイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>)
でご確認ください。

<問い合わせ先>

茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) TEL 029-277-8295 まで

妊娠、出産、育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いは禁止されています！

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」では、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇・雇い止め・降格などの不利益取扱いを行うこと(いわゆる「マタニティ・ハラスメント」)を禁止しています。

◇禁止される不利益取扱いの例

以下のような事由を理由として	以下のような不利益取扱いを行うことは違法です
<input type="checkbox"/> 妊娠した、出産した <input type="checkbox"/> 妊婦検診を受けに行くため仕事を休んだ <input type="checkbox"/> つわりや切迫流産で仕事を休んだ <input type="checkbox"/> 産前・産後休業をとった <input type="checkbox"/> 子どもが病気になり看護休暇をとった <input type="checkbox"/> 育児のため残業や夜勤の免除を申し出た <p style="text-align: right;">など</p>	<input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> 退職の強要 <input type="checkbox"/> 契約を更新しない <input type="checkbox"/> 正社員からパートになるよう強要 <input type="checkbox"/> 減給 <input type="checkbox"/> 普通あり得ないような配置転換 <p style="text-align: right;">など</p>

◇妊娠・出産、育休等を理由とした不利益取扱いとは？

- ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の違反の要件となっている「理由として」とは妊娠・出産、育児休業等の事由と不利益取扱いとの間に「因果関係」があることを指します。妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として「理由として」いる(事由と不利益取扱いとの間に因果関係がある)と解され、法違反となります。
- ・原則として、妊娠・出産、育休等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機としている」と判断します。ただし、事由の終了から1年を超えている場合であっても、実施時期が事前に決まっている、又は、ある程度定期的になされる措置(人事異動、人事考課、雇止め など)については事由の終了後の最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」いると判断されます。

◇ご注意ください!!

- ①女性労働者の妊娠中又は産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等が理由でないことを証明しない限り無効とされています。
- ②法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。妊娠、出産等をした労働者に対して雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めてご確認をお願いします。

☆「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置」も事業主の義務です。

近年、事業主による妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いのみならず、上司・同僚による妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

そのため、本年1月1日から、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、事業主には、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置も義務づけられました。

防止措置方法の詳細は、茨城労働局ホームページ
[\(http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/\)](http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)も併せてご覧ください。

●●●● 茨城労働局雇用環境・均等室からのお知らせ ●●●●

「企画・広報部門」が「相談・指導部門」と同じ 6階に移転しました

茨城労働局雇用環境・均等室では、2つの階に分かれている「企画・広報部門」と「相談・指導部門」を、6階に集約し、一体化させることで、業務運営の効率化や利便性の向上を図ります。

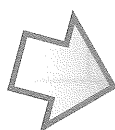
この移転による変更点は、以下(下線部)のとおりです。各部門の業務内容には変更はありません。

【移転前:2月24日(金)まで】

【移転後:2月27日(月)から】

企画・広報部門 4階

☎ 029-277-8294
FAX 029-224-6245

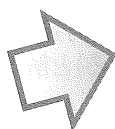


企画・広報部門 6階

☎ 029-277-8294
FAX 029-224-6265 (変更あり)

相談・指導部門 6階

☎ 029-277-8295
FAX 029-224-6265



相談・指導部門 6階

☎ 029-277-8295
FAX 029-224-6265

【各部門の業務内容(変更なし)】

部門	係	業務内容
企画・ 広報	企画調整係	● 労働局全体の企画・調整、広報
	助成金係	● 両立支援等助成金、職場意識改善助成金、業務改善助成金等の相談・審査※
相談・ 指導	指導係	● 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する指導、働き方改革や女性活躍推進等の支援
	総合労働相談コーナー	● 総合労働相談、あつせん、調停

※助成金申請書類の提出でご来局の際は、「助成金受付窓口(労働局7階)」をご利用ください。

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎
茨城労働局ホームページ <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。

～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。

「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間15,000～20,000円程度

- 書面で申請を行う場合のコスト……………約30,000円
 - ・年間の社会保険・労働保険関係の届出……………6回
 - ・行政機関滞在時間、移動時間……………2時間
 - ・1回当たり往復交通費……………320円
 - ・時間当たり給与……………2,383円
$$\rightarrow 2,383円 \times 2時間 \times 6回 + 320円 \times 6回 = 30,516円$$
- オンライン申請を行う場合のコスト
 - ・電子証明書の取得費など……………10,000～15,000円程度
(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は500円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。

また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。

なお、e-Govの使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

- オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)
- オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

参考 毎年申請が必要な主な手続き

- 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書[6月(年1回)]
- 雇用保険被保険者資格取得届／喪失届[3月～4月(随時)]

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

「有機溶剤作業主任者能力向上教育(定期又は随時)」のご案内

平成26年8月25日厚生労働省令第101号にて、「有機溶剤中毒予防規則」の改正が行われ、特別有機溶剤(業務)については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了したのから特定化学物質作業主任者を選任することとなったところでありますが、関係法令等の改正状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与しその能力の向上を図り、以って事業場における安全衛生水準の向上を目指す観点より、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針別表19により有機溶剤作業主任者に対する標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

ついては、今般、当連合会において、上記の趣旨を踏まえ、標記の能力向上教育を下記により実施することになりましたので、貴事業場における有機溶剤作業主任者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

なお、講習修了者には「有機溶剤作業主任者能力向上教育修了証」を当日交付します。

記

1. 講習日時 平成29年4月21日(金) 9:00~17:20
(※受付は30分前より始めます。)

2. カリキュラム

科目	時間
作業環境管理	2時間
作業管理	2時間
健康管理	1時間
事例研究及び関係法令	2時間

3. 講習会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)

4. 受講料 1名につき 12,340円(税込)
テキスト代 2,160円(税込)
※テキスト送付希望の方は送料として580円(1冊~10冊まで・茨城県内)を加算して下さい。

5. 定員 60名

6. 申込受付期間 平成29年3月10日(金)~4月14日(金)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。

7. 申込方法 専用の受講申込書がございますので、
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階
(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
までお問い合わせ下さい。

8. その他 ① 申込期限後に取り消された場合は受講料はお返できません。
② 当日は昼食弁当を販売いたしますので希望者はご利用下さい。

「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」開催のご案内

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要とされております。しかし、有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因とされているものが相当数にのぼっております。

このようなことから、当連合会では今般、昭和59年6月29日基発第337号通達に基づき、有機溶剤業務に従事する方々を対象に、就業時教育である「特別教育に準じた教育」として標記の教育を下記により行うこととしました。つきましては、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 日時・会場 平成29年5月18日(木) 9:00～14:35
(※受付は30分前より始めます。)
(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1 TEL 029-221-6880)
- カリキュラム

講習科目	講習時間
有機溶剤による疾病及び健康管理	1時間
作業環境管理	2時間
保護具の使用方法	1時間
関係法令	0.5時間
- 受講料 6,004円(税込)
(内訳:受講料5,140円・テキスト代864円 ※テキストは当日会場でお渡しいたします。)
- 定員 100名
- 申込受付期間 平成29年4月3日(月)～5月2日(火)
(但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
- 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。なお、受講料・テキスト代は、受講票が届いてから、振込をお願いいたします。
振込先:「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義(一社)茨城労働基準協会連合会」
- 申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
TEL 029-225-8881 FAX 029-227-4507

「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内

酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある場所における作業(第2種酸素欠乏危険作業)に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項)

つきましては、今般、当連合会において、前記労働者を対象に下記により標記の特別教育を実施することといたしましたので、貴事業場における当該作業の安全衛生の確保を図る観点から、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

なお、本教育修了者は、酸素欠乏症等防止規則第12条第1項の特別教育(第1種酸素欠乏危険作業にかかる特別教育)の修了も兼ねることを申し添えます。

記

- 日時 平成29年4月24日(月) 9:00～15:35
(※受付は30分前より始めます。)
- カリキュラム

科目	時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間
酸素欠乏症等の症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急生ずるの方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間
- 会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 受講料 8,496円(税込)
(内訳:受講料7,200円・テキスト代1,296円 ※テキストは当日会場でお渡しいたします。)
- 定員 100名(但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
- 申込受付期間 平成29年3月14日(火)～4月17日(月)
- 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。なお、受講料・テキスト代は、受講票が届いてから、振込をお願いいたします。
振込先:「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義(一社)茨城労働基準協会連合会」
- 申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
TEL 029-225-8881 FAX 029-227-4507

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

地域産業保健センターの保健師 (登録保健師)を募集しています

地域産業保健支援センターについて

茨城産業保健総合支援センターの地域窓口として、県内に9か所の地域産業保健センターを設置し、郡市医師会の協力を得て運営しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

登録保健師の業務について

(1) 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談対応

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、日常生活面での指導(食事指導、運動指導)などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、相談・指導を行います。

(2) 個別訪問による産業保健指導の実施

訪問指導を希望する事業場を訪問し、健康管理、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス等の健康管理の状況を踏まえ、助言・指導を行います。

登録保健師の契約について

独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター所長が登録保健師として委嘱します。

- ①委嘱期間 原則として4月1日から3月31日まで
- ②必要な資格 保健師
- ③委嘱条件 謝金 時間額5,500円、交通費あり
- ④活動日
 - ・事業場からの申込みに対応し、日程を調整のうえ決定します
 - ・月1～3回(1回あたり半日程度)
- ⑤その他 傷害保険加入

問合せ・申込先

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター
水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階
TEL : 029-300-1221 (平日8時30分～17時15分)
ファックス : 029-227-1335
E-mail : mito@ibarakis.johas.go.jp

平成29年度 産業保健セミナー カウンセリング講座のご案内

平成29年度のカウンセリング講座は、「『気づき』を促すカウンセリング」と題して開催します。

今回は、様々な職場や暮らしの場面で、少しでも相手が自分の問題点に気づき、自己理解を深めていくためのカウンセリングについて学んでみましょう。

「『気づき』を促すカウンセリング」

- 1 平成28年5月18日(木) 「『気づき』を促すための応答の在り方」
- 2 平成28年6月8日(木) 「『気づき』を促すための質問の在り方」
- 3 平成28年7月13日(木) 「相談事例の実践的検討」

◇担当講師は、産業保健相談員 永原伸彦です。

◇時間：14:00~16:00

◇内容：各回前半は講義形式で、後半はグループ討議です。

◇都合により、内容に若干の変更が生じることがあります。

◇新しい内容ですので、この講座の受講経験のある方も、申し込み可です。

◇定員：12名(定員を超えた場合は、抽選といたします)

◇申込期間：平成29年4月3日(月)~平成29年4月21日(金)

◇申込方法：茨城産業保健総合支援センターホームページよりお申込みください。

土浦地域産業保健センターが移転します

移転先：〒300-4115 土浦市藤沢990番地 土浦市保健センター新治分室内

移転の時期(予定)：平成29年3月27日(月)

電話番号とファックス番号が変わります

新しい電話番号 029-875-6057

新しいファックス番号 029-875-6081

※詳しいことは茨城産業保健総合支援センターホームページでご案内します。

<http://www.ibarakis.johas.go.jp/>

利用者のみなさまのお越しをお待ちしております。

営業時間

月~金曜日 9時00分~15時00分

E-mail tsuchi@ibarakis.johas.go.jp



新規学卒者募集・求人の申込みをお考えの、事業主の皆さまへ

厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に 職場情報を登録しませんか？

「若者雇用促進総合サイト」がリニューアルし、平成28年10月から学生等を雇用しようとするすべての事業主の方に職場情報を無料で登録・PRしていただけるようになりました。本サイトに職場情報等を登録・開示することで、多くの学生等に自社をPRすることができ、学生等の応募の増加につながる事が考えられます。この機会にぜひ、本サイトをご活用ください。

若者雇用促進総合サイトは、
学生たちが就職活動を行う際に役立つ、以下の情報をまとめたポータルサイトです。



- ① 登録企業の就労実態等の職場情報
- ② ユースエール認定企業などの各種認定の取得状況
- ③ 国が実施する若者雇用関連施策
- ④ 国や地方自治体が運営する就職相談窓口
- ⑤ ユースエール認定企業に対するインタビュー



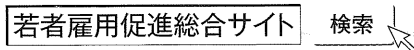
職場情報の登録方法

ご登録の際は、パソコンからアクセスをお願いします。

※スマートフォンからは閲覧のみ可能です。

※ユースエール認定企業と若者応援宣言企業については、労働局で登録作業を行いますので、登録は不要です。

1 パソコンから「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします。



2 「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。



クリック!

3 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。

登録に必要な情報	
仮登録	法人番号、企業名、所在地、担当者名・部署、TEL、FAX、メールアドレス、企業・採用ホームページURL
本登録	採用者・離職者数、平均勤続年数、研修制度、有給休暇の取得実績、育児休業の取得実績 など

※詳細はサイトの「事業主登録の流れ」をご確認ください。

サイトに職場情報を登録・公開する

4つのメリット

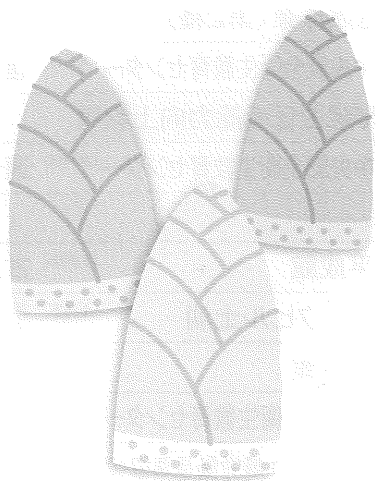
自社の職場情報を無料でPR

新卒者の応募意欲向上

早期離職を防ぎ 定着率向上

情報の見える化で 信用力アップ

県内の労働災害発生状況速報
(平成29年1月末現在)



業種別		平成28年	前年同期
計		(24) 2,724	(33) 2,781
製造業		(3) 754	(2) 785
鉱業		(0) 5	(0) 7
建設業		(11) 347	(12) 340
内訳	土木	(6) 77	(5) 81
	建築	(4) 158	(3) 162
	その他	(1) 112	(4) 97
運輸交通業		(2) 353	(7) 383
貨物取扱業		(0) 25	(1) 28
農林業		(0) 45	(2) 49
畜産水産業		(1) 114	(1) 148
商業		(3) 392	(5) 366
その他		(4) 689	(3) 675

(注) ()内は、死亡者で内数

平成29年死亡災害発生状況

1月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
1月 13～14時	作業者 40歳代 2年	一般貨物 自動車運送業	崩壊・倒壊	倉庫においてフォークリフトで荷(段ボール箱)をパレット積みして運搬中、積荷が崩れたため、下敷きになった。
			荷姿の物	
1月 10～11時	作業者 20歳代 2年	畜産業	墜落・転落	競走馬の調教中、強風に驚いた馬がラチ(木製の柵)に激突した弾みで、騎乗していた被災者が地面に墜落して頭部を強打し、1週間後に死亡した。
			その他の環境等	
1月 11～12時	造園工 50歳代 20年	その他の 土木工事業	墜落・転落	個人宅の敷地内の立木を伐採する作業中、道路側に木が倒れるのを防ぐため、木に2連ばしごを立てかけてワイヤーロープを掛けようとしていたところ、5.9メートル下のアスファルト路面に墜落した。
			はしご等	

講習会のご案内 (3月中旬~4月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
4/11~12・13・14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/17~18・19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
3/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ガス溶接		
4/7~8	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
玉掛け		
4/6~7・8	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/20~21・22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
フォークリフト運転(学科)		
3/25	平成館 (古河市)	古河協会
4/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
4/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/6	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
4/8	NC東日本コンクリート工業 (筑西市)	筑西協会
4/16	平成館 (古河市)	古河協会
4/27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
小型移動式クレーン運転		
3/9~10・12	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
4/20~21・23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/26~27・28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
4/5~6	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/12~13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
特別教育・その他の講習		
電気取扱業務(低圧)		
3/10~11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

電気取扱業務(高圧)		
4/6~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
4/14~15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/24~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/26~27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
酸素欠乏危険作業(第2種)		
4/24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者能力向上教育		
4/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
4/8~9	平成館 (古河市)	古河協会
4/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/15~16	平成館 (古河市)	古河協会
4/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
4/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
安全衛生推進者講習		
4/25~26	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
安全管理者選任時研修		
4/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
3/13~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
新入社員安全衛生教育		
4/6	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
4/13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/14	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478